

石綿による疾病の認定基準

石綿ばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者（「石綿ばく露労働者」といいます。）に発症した疾病について、平成18年2月9日に労災保険に係る認定基準が改正されました。

主な改正点

1 中皮腫については、胸膜plaーカー、石綿小体又は石綿纖維が認められるとの医学的所見を認定の要件としていましたが、中皮腫の確定診断等がなされていれば医学的所見は求めないこととしました。

2 肺がんについては、胸膜plaーカー、石綿小体又は石綿纖維が認められるとの医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あることを認定の要件としていましたが、石綿小体又は石綿纖維が一定量以上認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくても認定することとしました。

3 びまん性胸膜肥厚については、新たに業務上と認定するための基準を示しました。

石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5疾病があります。

石綿肺

肺がん

中皮腫

良性石綿胸水

びまん性胸膜肥厚

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

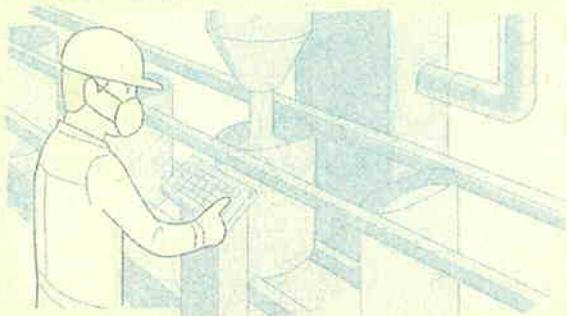
石綿による疾病的労災認定基準の改正について

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/02/h0209-1.html>

石綿ばく露作業

(1) 石綿原料に関連した作業

例. 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め
又は運搬作業等



(2) 石綿製品の製造工程における作業

例. 石綿紡織製品、石綿セメント、ブレーキライニング等の石綿製品製造作業



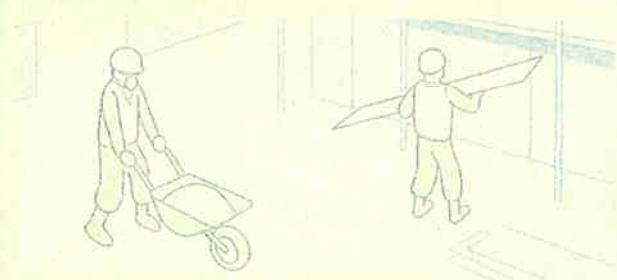
(3) 石綿製品等を取り扱う作業

例. 石綿吹付作業、石綿製品を建材等として用いている建物等の補修・解体作業、石綿製品の切断等の加工作業等



(4) (1)から(3)の周辺作業

石綿又は石綿製品を直接取り扱う作業の周辺において、間接的なばく露を受ける作業



※ここでは石綿ばく露作業の一例を掲げていますので、具体的には、厚生労働省ホームページをご覧下さい。

石綿による疾病の取扱い

1) 石綿肺

石綿肺は、原則として都道府県労働局長によるじん肺管理区分（管理1～4）の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。

① 石綿肺^(注)

 (注) 「じん肺管理区分が管理4」の場合に業務上の疾病として取り扱われます。

② 管理2、管理3又は管理4の石綿肺に合併した合併症^(注)

 (注) 「ア. 肺結核、イ. 結核性胸膜炎、ウ. 繩発性気管支炎、エ. 繩発性気管支拡張症、オ. 繩発性気胸」をいいいます。

業務上の疾病

2) 肺がん

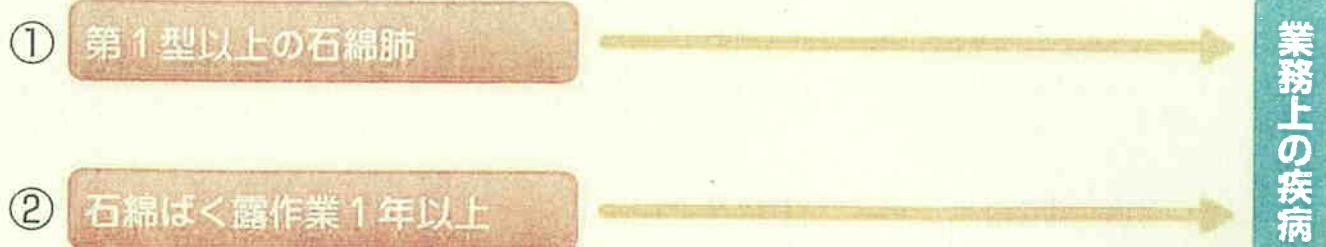
肺がんについては「原発性肺がん」(転移性の肺がんではないという意味です。) であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にはばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



(注) ただし、③については、乾燥肺重量1g当たり5000本の石綿小体若しくは200万本以上(5μm超。2μm超の場合は500万本以上)の石綿纖維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体が認められた場合は、石綿ばく露作業への従事期間が10年未満であっても、業務上の疾病として取り扱われます。

3) 中皮腫

中皮腫については「中皮腫（胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜）」であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合や石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。



※中皮腫の認定に当たっては、病理組織検査記録等から中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が行われていない場合には、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等から総合して判断されます。

4) 良性石綿胸水

胸水は、石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎等）で発症するため、良性石綿胸水であるとの診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。

そのため、診断が非常に困難であり、また、個々の患者の障害の程度（必要な療養の範囲）もさまざまであることから、厚生労働本省に協議した上で、業務上外の判断をします。

5) びまん性胸膜肥厚

びまん性胸膜肥厚については、肥厚の厚さや広がりが一定の基準に該当し、肺機能障害の程度が重いものであって、石綿ばく露作業への従事期間が3年以上ある場合に、業務上の疾病として取り扱われます。

① 〈肥厚の厚さ〉

最も厚いところが5mm以上

〈広がり〉

側胸壁の1／2以上（片側にのみ肥厚がある場合）

側胸壁の1／4以上（両側に肥厚がある場合）

+

② 著しい肺機能障害

+

③ 石綿ばく露作業3年以上

業務
上
の
疾
病

その他

石綿に関する健康管理手帳について

石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（石綿製品の製造工程における作業や石綿の吹付け作業等）に従事して、健康診断等の結果、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で、「健康管理手帳」が交付されます。

「健康管理手帳」の交付を受けますと、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回無料で受けることができます。

詳細につきましては、都道府県労働局の安全衛生課又は労働衛生課までお問い合わせください。

「石綿による疾病の認定基準」に関する詳細は、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況」及び
「労災保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の補償状況」について

石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況

区分	年 度		平成18年度	平成19年度	計
	請求件数	支給決定件数			
計	請求件数	1454	113	1567	
	支給決定件数	883	94	977	
肺がん	支給決定件数	271	47	318	
中皮腫	支給決定件数	570	43	613	
石綿肺	支給決定件数	42	4	46	

注) 請求時には疾病名は記載を要しないため、疾病別の請求件数は不明である。

注) 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注) 平成18年度については、平成18年3月27日から平成19年3月末日までの件数。

過去5年間における労災保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の補償状況

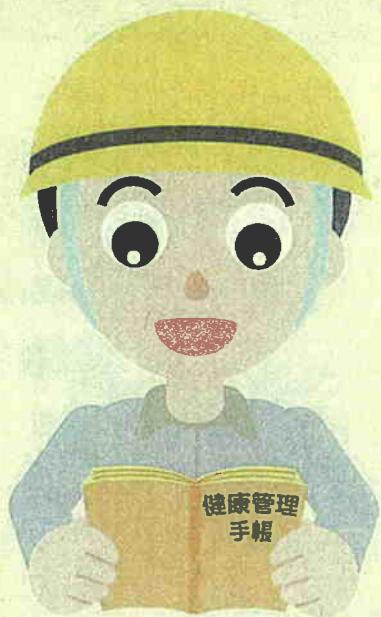
区分	年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	計
	請求件数	支給決定件数						
計	請求件数	116	210	1783	1708	1129	4946	
	支給決定件数	123	186	715	1783	995	3802	
肺がん	請求件数	39	61	701	877	592	2270	
	支給決定件数	38	58	213	783	501	1593	
中皮腫	請求件数	77	149	1082	831	537	2676	
	支給決定件数	85	128	502	1000	494	2209	

注) 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

石綿健康管理手帳の 交付要件の改正について

～平成19年10月1日より交付要件が変わります～

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が平成19年10月1日より変わります。これにより、一定の石綿作業従事歴のある方も健康管理手帳の交付の対象となります。



○ 健康管理手帳とは

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方(※)については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております。

健康管理手帳の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※対象となる方は、過去に石綿の取扱い業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方が含まれます。

○ 対象となる業務とは

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。代表例としては、以下のような業務があります。

- 石綿製品の製造工程における作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- 石綿製品の切断等の加工作業

○ 健康管理手帳の交付要件とは

次の(2)、(3)が新しく追加されました。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- (2) (新)下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。)
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業
- (3) (新)(2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

(注意事項)

- ① 対象者は石綿を直接取り扱う作業に継続して従事していた方に限られます。

② 交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。

(例) : (2)に6ヶ月間、(3)に6年間従事していた場合

$$\rightarrow (6\text{ヶ月} \times 10) + 6\text{年}(72\text{ヶ月}) = 132\text{ヶ月} \geq 120\text{ヶ月}$$

→ 手帳を受け取ることができます。

～石綿作業に従事していたかわからない方、心配されている方へ～
下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

○ 申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

① 健康管理手帳交付申請書

② 申請者本人が記載した業務歴

上記①、②に加えて

③ 石綿作業に従事したこと及び従事期間について記載された
事業者の証明書

④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、
申請者の申立書に加えて、石綿作業に従事したこと及び従事期間について記載された2名以上の同僚者の証明書

⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書とともに得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書を添付してください。

●交付要件の①に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴取調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報は、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課または労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患^(注)を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することとなります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 石綿による疾患……石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚